

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

栃木県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 栃木県における防災重点農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

本県における農業用ため池 520 か所のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在する 218 か所を防災重点農業用ため池に指定している。防災重点農業用ため池の多くは明治時代以前に造成されており、近代的な技術基準を満たさないことや老朽化のおそれがあることから、決壊による水害から県民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る必要がある。

そのため、全ての防災重点農業用ため池において、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、対策が必要と判断されたものについては早急に防災工事を実施する。併せて、施設の管理・監視体制の強化を図るため、ICT等先進技術の導入を推進するとともに、県は市町や管理者への技術的支援を行う。なお、農業用として利用実態のないものについては、他目的利用が見込まれる場合を除き、影響度を考慮した上で順次廃止工事を実施する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 栃木県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池 218 か所のうち、これまでに劣化状況評価を実施したもの、又は現に農業用水の貯水池として利用していないものを除く 209 か所について令和4年度までに劣化状況評価を実施する。

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、変状等が認められたものは、年に1回以上経過観察を行う。経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者：別表2のとおり

(3) 定期点検

全ての防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：年に2回以上（満水時及び落水時）

イ 定期点検を行う者：管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

防災重点農業用ため池 218 か所のうち、これまでに地震・豪雨耐性評価を実施したもの、又は現に農業用水の貯水池として利用していないものを除く 214 か所について令和 4 年度までに地震・豪雨耐性評価を実施する。

個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表 2 のとおり

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的に防災工事を推進する。

なお、防災工事（廃止工事を除く。）を行うものとその時期については、各種評価結果を踏まえ設定することとする。

個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表 2 のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

現に農業用水の貯水池として利用されていない又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池は、管理状況、劣化状況、決壊した場合の影響度、地域の実情等を踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

なお、廃止工事を行うものとその時期については、各種評価結果を踏まえ設定することとする。

個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表 2 のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

防災重点農業用ため池に係る防災工事の実施にあたり、配慮すべき事項が生じた場合、実施主体はその対応について関係部局との協議・調整を行うこととする。

ア 文化財保護担当部局との協議調整

文化財保護法の指定区域に存在する防災重点農業用ため池に係る防災工事等を実施する場合、文化財保護担当部局と工事内容等について協議・調整を行う。

イ 環境担当部局との協議調整

防災重点農業用ため池に係る防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行う。なお、防災重点農業用ため池の廃止工事の実施に当たっては、環境担当部局と協議・調整の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を行う。

ウ その他

堤防等が道路・公園等で多目的利用されている防災重点農業用ため池について防災工事等を実施する場合、具体的な実施内容について当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

市町

イ 地震・豪雨耐性評価

市町

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

県※、市町、土地改良区等

※補助事業要綱等で、事業主体が県に限定されるものに限る

エ 廃止工事

市町、土地改良区等

(2) 技術指導等の内容

県は、栃木県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）と連携し、防災重点農業用ため池を管理する市町や管理者に対し、防災重点農業用ため池の適切な保全管理を促すとともに、必要な対策への技術的支援を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県は市町や県土連等の関係者と防災工事等の内容等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、定期的に連絡調整会議を開催するとともに、防災重点農業用ため池に関する法律や補助制度に係る最新情報発信に努める。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事及び地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、管理者の意向や地域の実情等の理由により防災工事の完了までに期間を要することが見込まれる場合、市町又は管理者は応急的な防災工事や管理・監視体制の強化などの必要な対策を講じる。

また、地震や豪雨により防災重点農業用ため池に決壊のおそれが生じた場合、市町又は管理者は県と連携し、貯水位の強制低下、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、的確に実施する。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

全ての防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、遠隔監視が可能となるよう ICT を含む先進技術を活用した水位計や監視カメラの設置等を推進する。